

令和7年11月定例会

県土整備委員会説明資料(その2)

企 業 局

目 次

I 提 出 案 件	3
1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	3

1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

(1) 改正の理由

職員の給与に関する条例の一部が改正され、在宅勤務等手当が新設されるとともに、特地勤務手当に準ずる手当の支給要件が改められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正の概要

ア 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、企業局長が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に支給することとした。

イ 特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を改めることとした。

(3) 施行期日等

ア この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。ただし、(2)のイについては、公布の日から施行することとする。

イ (2)のイについては令和7年4月1日から適用することとする。